

新	旧
<p><b>第8章 消防水利、施設等に関する基準</b></p> <p>1 消防水利、消防水利施設 消防水利、消防水利施設の設置について協議すること。</p> <p>(1) 消防水利に関する法規定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>都市計画法施行令 第25条第1項第8号 消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による勧告にかかる基準に適合していない場合において設置する貯水施設は、当該基準に適合しているものであること。</p> </div> <p>消防に関する法令 消防法第20条 [消防水利の基準及び水利施設の設置等の義務] 第1項 消防に必要な水利の基準は、消防庁がこれを勧告する。 第2項 消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする。 但し、水道については、当該水道の管理者が、これを設置し、維持し及び管理するものとする。</p> <p>(2) 基準の適用範囲</p> <p>①消防活動上有効な消防水利が確保できない場合 ②専用住宅以外の建築物で、地上階数が4以上又は高さが12mを超える建築物を建築しようとする場合。</p>	<p><b>第8章 消防水利、施設等に関する基準</b></p> <p>1 消防水利、消防水利施設 消防水利、消防水利施設の設置について協議すること。</p> <p>(1) 消防水利に関する法規定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>都市計画法施行令 第25条第1項第8号 消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による勧告にかかる基準に適合していない場合において設置する貯水施設は、当該基準に適合しているものであること。</p> </div> <p>消防に関する法令 消防法第20条 [消防水利の基準及び水利施設の設置等の義務] 第1項 消防に必要な水利の基準は、消防庁がこれを勧告する。 第2項 消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする。 但し、水道については、当該水道の管理者が、これを設置し、維持し及び管理するものとする。</p> <p>(2) 基準の適用範囲</p> <p>①消防活動上有効な消防水利が確保できない場合 ②専用住宅以外の建築物で、地上階数が4以上若しくは高さが12mを超える建築物又は建築面積が1,000㎡以上の大規模建築物を建築し</p>

③専用住宅以外の建築物で、エレベーターまたはオートロック管理システムを設置しようとする場合（オートロック管理システムについては、共同住宅の共用部分に限る。）

-(4) (3) 消防水利の種類

消防水利とは次に例示するもので消防法により指定されたものをいう。  
ただし、この基準に定める消防水利は、水利基準に基づく防火水槽及び消火栓を原則とする。

- ア 消火栓
- イ 私設消火栓
- ウ 防火水槽
- エ プール
- オ 河川・溝等
- カ 濠・池等
- キ 海・湖
- ク 井戸

ようとする場合。

③専用住宅以外の建築物で、エレベーターまたはオートロック管理システムを設置しようとする場合（オートロック管理システムについては、共同住宅の共用部分に限る。）

(3) 消防水利施設等

ア 事業者は、開発区域内およびその付近に、消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく消防水利施設等を自己の負担において整備しなければならない。ただし、開発区域の消防水利の状況等を勘案し、所轄消防署長が特に必要があると認めた場合は、基準によらないことができる。

イ 消防水利施設等の位置は、所轄消防署長と協議のうえ決定しなければならない。

(4) 消防水利の種類

消防水利とは次に例示するもので消防法により指定されたものをいう。

- ア 消火栓
- イ 私設消火栓
- ウ 防火水槽
- エ プール
- オ 河川・溝等
- カ 濠・池等
- キ 海・湖
- ク 井戸
- ケ 下水道

ケ 下水道

(4) 消防水利の必要能力

- ア 消防水利は、常時貯水量が 40 m<sup>3</sup>以上または取水可能水量が毎分 1 m<sup>3</sup>以上で、かつ、連続 40 分以上の給水能力を有するものとする。
- イ 消火栓は、65mmの口径を有するもので、管径 150mm以上の配管で設置すること。ただし、管網の一边が 180m以下となるように配管できているときは、75mm以上とすることができる。
- ウ 私設消火栓の水源は、5 個の私設消火栓を同時に開弁したとき、前記アに規定する給水能力を有するものとする。

(5) 消防水利、消防水利施設の設置基準

- ア 消防水利は、「表 8-1」に掲げる用途地域に応じた半径の円で開発区域のすべてを包含するように設置 するものとする。ただし、建物の新築、増築または改築を行う場合で、開発区域の形状および用途の変更を伴わない場合については、前段の「開発区域のすべて」を「新築、増築または改築しようとする建築物」と読み替え適用するものとする。

「表 8-1」 消防水利配置の基準

用 途 地 域	配 置 の 基 準
近隣商業、商業、工業、工業専用地域	半径 100m以下
その他の用途地域、未指定地域	半径 120m以下

- (注) 1 消火栓のみに片寄ることのないように考慮しなければならない。  
2 活動障害（河川、線路又は高速道路）が存在する場合は歩行距

(5) 消防水利の必要能力

- ア 消防水利は、常時貯水量が 40 m<sup>3</sup>以上または取水可能水量が毎分 1 m<sup>3</sup>以上で、かつ、連続 40 分以上の給水能力を有するものとする。
- イ 消火栓は、65mmの口径を有するもので、管径 150mm以上の配管で設置すること。ただし、管網の一边が 180m以下となるように配管できているときは、75mm以上とすることができる。
- ウ 私設消火栓の水源は、5 個の私設消火栓を同時に開弁したとき、前記アに規定する給水能力を有するものとする。

(6) 消防水利、消防水利施設の基準

- ア 消防水利は、「表 8-1」に掲げる用途地域に応じた半径の円で開発区域のすべてを包含するように設置 するものとする。ただし、建物の新築、増築または改築を行う場合で、開発区域の形状および用途の変更を伴わない場合については、前段の「開発区域のすべて」を「新築、増築または改築しようとする建築物」と読み替え適用するものとする。

「表 8-1」

用 途 地 域	配 置 の 基 準
近隣商業、商業、工業、工業専用地域	半径 100m以下
その他の用途地域、未指定地域	半径 120m以下

- (注) 1 水利基準に適合した消防水利施設等を配置するとともに、住宅を目的とした分譲開発については、初期消火を主眼とした消火栓を設置し、その場合の管径は 75mm以上で、半径 60m以下とす

離について考慮しなければならない。

イ 開発目的が分譲開発（住宅を目的とした分譲開発をいう。以下この基準において同じ。）である場合にはアの包含に加えて、初期消火を主眼とした消火栓を設置するものとし、その場合の管径は75mm以上で、アにより設置する消火栓を含めて半径60m以下で開発地のすべてを包含するものとする。

ウ 防火水槽の設置は、「表8-2」に掲げる基準に従い設置するものとする。

「表8-2」防火水槽の設置基準

造成面積等	設置の基準
3ha未満	消防水利が地形および給水事情等で消防活動が有効でない場合は、最小限1基を設置すること。
3ha以上	1基を設置し、 <u>さらに3haごとに1基を追加設置する。設置場所は、消防活動上有効な配置を考慮しなければならない。</u>

- (注) 1 草津市の開発指導基準に則るものとする。  
2 地域の水利事情及び将来のブロック開発等を鑑みて協議しなければならない。  
3 開発目的が分譲開発であって、集会所または公園、緑地等の計画がされた場合には、開発面積に関わらず別途協議しなければならない。  
4 消防法施行令第29条の規定に基づき連結送水管を設置する防火対象物にあつては、防火水槽を設置するものとする。ただし、当該送水口から半径60m以内に公設防火水槽または基準消火栓

ること。

2 消防水利の配置について

(1) 消火栓のみに片寄ることのないように考慮しなければならない。

(2) 活動障害（河川、線路または高速道路）が存在する場合は歩行距離について考慮しなければならない。

イ 防火水槽の設置にあつては、「表8-2」に掲げる基準に従い設置するものとする。

「表8-2」防火水槽の設置基準

造成面積等	設置の基準
3ha未満	消防水利が地形および給水事情等で消防活動が有効でない場合は、最小限1基を設置すること。
3ha以上	<u>最小限1基を設置し、かつ、消防活動上有効な配置を考慮しなければならない。</u>

- (注) 1 草津市の開発指導基準に則るものとする。  
2 地域の水利事情によって、将来のブロック開発等を鑑みて協議しなければならない。  
3 開発用途が分譲開発であつて、開発面積に関係なく集会所または公園、緑地等の計画がされた場合には、別途協議しなければならない。  
4 消防法施行令第29条の規定に基づき連結送水管を設置しなければならない防火対象物にあつては、防火水槽を設置するものとする。ただし、当該送水口から半径60m以内に公設防火水槽または基準消火栓が存在する場合は、当該水利をもって替えることが

が存在する場合は、当該水利をもって替えることができるものとする。

5 消防法に基づく消防用設備等にかかる水源と併用する場合は、本章（４）アに示す必要能力に、当該消防設備等に要する水量を加算するものとする。

#### （６）消防水利の構造等

消防水利の構造等は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

ア 消火栓の基準（参考：図１・２）

（ア） 枠は鉄筋コンクリート製、鋼鉄製、鋳鉄製またはこれらと同等以上のものであること。

（イ） 消火栓蓋と放口および開閉バルブとの距離は 30 c m以内とすること。

（ウ） 消火栓蓋は、丸型、鍵無しのものとする。

（エ） 消火栓蓋枠の周囲には、幅 1 5 c mの黄色焼付塗装を施工すること。

（オ） 分譲開発に伴い設置する消火栓には、「表 8 - 3」に示す標識を設置するものとする。

設置場所は消火栓から 5 m以内とする。ただし、周囲の状況により見やすい位置に設ける場合は別途協議により決定するものとする。

「表 8 - 3」消火栓標識

<u>種 別</u>	<u>型式等</u>
<u>支 柱</u>	<u>丸ポール埋込型、新建植 5 7 5 型車道用又は歩道用</u>

できるものとする。

5 開発区域の街区の形成状態、建物構造によっては、防火水槽の個数の増減について考慮しなければならない。

6 消防法に基づく消防用設備等にかかる水源と併用する場合は、いずれもの水源を確保した量以上の貯水量とするものとする。

#### （７）消防水利の構造等

消防水利の構造等は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

ア 消火栓の基準（参考：図１・２）

（ア） 枠は鉄筋コンクリート製、鋼鉄製、鋳鉄製またはこれらと同等以上のものであること。

（イ） 消火栓蓋と放口および開閉バルブとの距離は 30 c m以内とすること。

（ウ） 消火栓蓋は、丸型、鍵無しのものとする。

標識板	丸ポール埋込型は片面用又は両面用（視認性による） 新建植 5 7 5 型は両面用
文字	消火栓

(カ) 分譲開発に伴い設置する消火栓には、据え置き型ホース格納箱、固定式ホース格納箱または、湖南消防式移動式消火栓器具箱のいずれかに「表 8-4」消火栓器具一式を収納して設置し、用地の帰属及び管理については、草津市と協議するものとする。

この場合、設置場所は5 m以内に設けるものとする。ただし、周囲の状況により見やすい位置に設ける場合は別途協議により決定するものとする。

「表 8-4」消火栓器具一式

消火栓器具の内訳	基準数
筒先（可変ノズル、背負いバンド付き）	1 本
ホース（65mm×20m）	3 本
スタンドパイプ	1 本
開閉キー	1 本

(注) 1 ホースの本数については、開発地の障害物、その他の状況により追加設置について別途協議すること。

2 「開閉キー」については、既設消火栓の蓋の使用型式に対応できる「開閉キー」を設置するものとする。

3 消火栓に設定した際「スタンドパイプ」と「開閉キー」とが緩衝しないように相互の長さを考慮すること。

(カ) 既設消火栓に対する付帯施設の設置

(エ) 消火栓には、据え置き型ホース格納箱、固定式ホース格納箱または、湖南消防式移動式消火栓器具箱のいずれかの消火栓器具格納箱（器具一式含む）設置し、帰属については、草津市と協議するものとする。

この場合、設置場所は5 m以内に設けるものとする。ただし、周囲の状況により見やすい位置に設ける場合は別途協議により決定するものとする。

(オ) 消火栓器具一式の内訳は「表 8-3」のとおりとする。

「表 8-3」

消火栓器具の内訳	基準数
筒先（可変ノズル、背負いバンド付き）	1 本
ホース（65mm×20m）	3 本
スタンドパイプ	1 本
開閉キー	1 本

ただし、(注) ホースの本数については、開発地の障害物、その他の状況により追加設置について別途協議すること。なお、「開閉キー」については、既設消火栓の蓋の使用型式に対応できる「開閉キー」を設置するものとする。

また、消火栓に設定した際「スタンドパイプ」と「開閉キー」とが緩衝しないように相互の長さを考慮すること。

分譲開発地において、開発地を消火栓標識または消火栓器具格納箱若しくはその両方が未設置の既設消火栓で、初期消火を主眼とした60m包含する場合に設置する付帯設備は次のとおりとし、設置数及び設置場所は別途協議により決定するものとする。

- ① 既設消火栓から開発地までの距離が5m以内の場合は、消火栓標識及び消火栓器具格納箱（器具一式を含む）を開発地内に設置する。
- ② 既設消火栓から開発地までの距離が5mより離れる場合は、消火栓器具格納箱（器具一式を含む）を開発地内の有効な位置に設置する。

イ 防火水槽の基準（参考：図3・4）

（ア）公設の防火水槽

防火水槽の構造は、消防水利の基準第6条（消防水利の構造）および消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日消防消第69号）（耐震性貯水槽）ならびに耐震性貯水槽の設計手引き及び管理マニュアルによるものとする。

（イ）私設の防火水槽

公設の防火水槽の構造と同様の技術基準とするが、私設防火水槽については、維持管理義務者を明確にし、常に適正な状況に管理するものとする。

（ウ）防火水槽の構造

- ① 貯水量は、常時40m<sup>3</sup>以上を有すること。
- ② 消防自動車容易に部署できるものであり、かつ取水部分の水深が50cm以上であること。

（カ）その他 既設消火栓に対する付帯施設の設置

- ① 開発地を標識や消火栓器具格納箱が未設置の既設消火栓で包含できる場合は次のとおりとする。
  - a 分譲開発の場合は、開発地が既設消火栓から5m以内の場合は消火栓器具格納箱（器具一式を含む）および標識を設置するものとする。
  - b 分譲地以外の場合は、開発地が既設消火栓から5m以内の場合は標識を設置するものとする。

イ 防火水槽の基準（参考：図3・4）

（ア）公設の防火水槽

防火水槽の構造は、消防水利の基準第6条（消防水利の構造）および消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日消防消第69号）（耐震性貯水槽）ならびに耐震性貯水槽の設計手引き及び管理マニュアルによるものとする。

（イ）私設の防火水槽

公設の防火水槽の構造と同様の技術基準とするが、私設防火水槽については、維持管理義務者を明確にし、常に適正な状況に管理するものとする。

（ウ）防火水槽の構造

- ① 貯水量は、常時40m<sup>3</sup>以上を有すること。
- ② 消防自動車容易に部署できるものであり、かつ取水部分の水



<p>③ 地盤面から取水部底面までの落差は、4.5m以下であること。</p> <p>④ 吸管投入孔の直下に、所要水量のすべてを有効に吸い上げられるよう集水ピットを設けること。その深さは50cm以上とし、幅は一辺が60cm以上または直径が60cm以上とすること。</p> <p>⑤ 吸管投入孔は丸型を原則とし、内径60cm以上とすること。なお、投入孔は2箇所設けるとともに鉄蓋については別に指定する材質のものとする。</p> <p>⑥ 公園に設置する場合は、都市公園法（昭和31年法律第79号）の規定により、公園管理者の占有許可が得られる構造のものとする。</p> <p>⑦ 安全対策および保守点検のため、吸管投入孔の開口部から作業員が容易に水槽底に降りられるようタラップ（足掛け金物ービニール被覆ダクタイトイル鋳鉄製）を設置すること。 また、転落防止対策を講じること。</p> <p>⑧ 公園等で防火水槽の周囲にフェンスを設ける場合は、吸管投入孔直近のフェンス開口部（内開き）を投入孔と同数設けること。</p> <p>⑨ 給水管、排水管および採水口等の設置については、別途協議すること。</p> <p>⑩ 主要構造部分の材質、強度等については、「消防防災施設整備費補助金交付要綱」に合致したものとする。</p> <p>⑪ 二次製品の防火水槽は、財団法人日本消防設備安全センターの認定を受けたものであること。</p> <p>⑫ 維持管理は、その所有者、管理者または占有者が行うものとする。</p>	<p>深が50cm以上であること。</p> <p>③ 地盤面から取水部底面までの落差は、4.5m以下であること。</p> <p>④ 吸管投入孔の直下に、所要水量のすべてを有効に吸い上げられるよう集水ピットを設けること。その深さは50cm以上とし、幅は一辺が60cm以上または直径が60cm以上とすること。</p> <p>⑤ 吸管投入孔は丸型を原則とし、内径60cm以上とすること。なお、投入孔は2箇所設けるとともに鉄蓋については別に指定する材質のものとする。</p> <p>⑥ 公園に設置する場合は、都市公園法（昭和31年法律第79号）の規定により、公園管理者の占有許可が得られる構造のものとする。</p> <p>⑦ 安全対策および保守点検のため、吸管投入孔の開口部から作業員が容易に水槽底に降りられるようタラップ（足掛け金物ービニール被覆ダクタイトイル鋳鉄製）を設置すること。 また、転落防止対策を講じること。</p> <p>⑧ 公園等で防火水槽の周囲にフェンスを設ける場合は、吸管投入孔直近のフェンス開口部（内開き）を投入孔と同数設けること。</p> <p>⑨ 給水管、排水管および採水口等の設置については、別途協議すること。</p> <p>⑩ 主要構造部分の材質、強度等については、「消防防災施設整備費補助金交付要綱」に合致したものとする。</p> <p>⑪ 二次製品の防火水槽は、財団法人日本消防設備安全センターの認定を受けたものであること。</p> <p>⑫ 維持管理は、その所有者、管理者または占有者が行うものとする。</p>
---	---



(注) 上記のほか、消防庁告示に基づき基準等の改正があった場合、当該基準の適用を受けることとなるときは、改正後の基準によらなければならないものとする。

(エ) 給水管

- ① 管径 40mm以下とし、自動給水装置(ボールタップ方式)若しくは手動式バルブを設けること。ただし、給水管と同等以上の消火栓が直近(20m以内)にある場合、または設置できる場合はこの限りでない。
- ② 開閉バルブは、地盤面から 40 c m以内とする。
- ③ 止水栓蓋枠の周囲には、幅 15 c mの黄色焼付塗装を施工すること。

ただし、公園等に設置し周囲に塗装を施すことが困難な場合は蓋本体を塗装すること。

(オ) 排水管

- ① 管径は、給水管以上の配管を設置すること。
- ② 排水管の設置位置は、給水管より低い位置にあること。

(カ) 鉄蓋

- ① 草津市または所轄消防署長が指定するもので、J I S G 5502 規定球状黒鉛鋳鉄品と同等以上のものとし、蓋 ( F C D 700 ) 、受け枠 ( F C D 600 ) とともに基準に適合しているものであること。(蓋、受け枠と併せて 70K g 以上のものをいう。)
- ② 鉄蓋には、取手およびこじり穴を付けること。
- ③ 蓋枠の周囲には、幅 15 c mの黄色焼付塗装を施工すること。

ること。

(注) 上記のほか、消防庁告示に基づき基準等の改正があった場合、当該基準の適用を受けることとなるときは、改正後の基準によらなければならないものとする。

(エ) 給水管

- ① 管径 40mm以下とし、自動給水装置(ボールタップ方式)若しくは手動式バルブを設けること。ただし、給水管と同等以上の消火栓が直近(20m以内)にある場合、または設置できる場合はこの限りでない。
- ② 開閉バルブは、地盤面から 40 c m以内とする。
- ③ 止水栓蓋枠の周囲には、幅 15 c mの黄塗色 (焼付塗装) で表示すること。

ただし、公園等に設置し周囲に塗装を施すことが困難な場合は蓋本体を塗装すること。

(オ) 排水管

- ① 管径は、給水管以上の配管を設置すること。
- ② 排水管の設置位置は、給水管より低い位置にあること。

(カ) 鉄蓋

- ① 草津市または所轄消防署長が指定するもので、J I S G 5502 規定球状黒鉛鋳鉄品と同等以上のものとし、蓋 ( F C D 700 ) 、受け枠 ( F C D 600 ) とともに基準に適合しているものであること。(蓋、受け枠と併せて 70K g 以上のものをいう。)
- ② 鉄蓋には、取手およびこじり穴を付けること。

ただし、公園等に設置し周囲に塗装を施すことが困難な場合は蓋本体を塗装すること。

(キ) 採水口

① 設置

防火水槽の構造等により採水口を設ける場合は2個以上設けるものとし、1個ごとに単独配管とすること。

② 材質

a 採水口の配管(以下「採水管」という。)は、管径100mm以上の鋼管とし錆止め等の措置を講ずること。

b パッキンゴムの材質は、良質の黒色合成ゴム製品で耐摩耗性に富み、耐候性が強く容易に変質および亀裂を生じないものであること。

(ク) 構造

① 採水口は、呼称寸法75mmのメネジとし、消防用ネジ式結合金具の結合部寸法に適合し壁体に固定させるか、単口スタンド型とし「採水口」である旨の標示をすること。

② 採水口の取り付け位置は、原則として地盤面から0.5m以上1m以下とし、かつ、消防自動車の吸管(10m)1本で吸水できる位置に設けること。採水口相互間は、0.5m以上1m以内(壁型の採水口は0.5m以内)の離隔距離をとること。

また、植え込み等による活動障害となるものが存在しないこと。

③ 採水管の延長は、採水口配管口径算定表(所轄消防署で保管)の

③ 蓋枠の周囲には、幅15cmの黄塗色(焼付塗装) で表示すること。

ただし、公園等に設置し周囲に塗装を施すことが困難な場合は蓋本体を塗装すること。

(キ) 採水口、採水管等

① 設置

防火水槽の構造等により採水口を設ける場合は2個以上設けるものとし、1個ごとに単独配管とすること。

② 材質

a 配管径は、100mm以上の鋼管とし錆止め等の措置を講ずること。

b パッキンゴムの材質は、良質の黒色合成ゴム製品で耐摩耗性に富み、耐候性が強く容易に変質および亀裂を生じないものであること。

(ク) 構造

① 採水口は、呼称寸法75mmのメネジとし、消防用ネジ式結合金具の結合部寸法に適合し壁体に固定させるか、単口スタンド型とし「採水口」である旨の標示をすること。

② 採水口の取り付け位置は、原則として地盤面から0.5m以上1m以下とし、かつ、消防自動車の吸管(10m)1本で吸水できる位置に設けること。採水口相互間は、0.5m以上1m以内(壁型の採水口は0.5m以内)の離隔距離をとること。

また、植え込み等による活動障害となるものが存在しないこと。

とおりに換算値合計 6.6m未満とし、集水ピットの底から 20 c m の距離をとること。

- ④ 採水管の下部には、ストレーナーを設置しないこと。
- ⑤ 採水管には、振動止めとなるサポート等を設置すること。ただし、二次製品については、二次製品製造業者と協議のうえ設置すること。(原則として躯体には穴を開けない。)
- ⑥ 採水口を設置する場合は、採水管と同径以上相当の地上へ通じる通気管及び直径 60 c m 以上の点検口を設けること。なお、孔ありの鉄蓋であっても通気管を設置すること。また、人通口を設ける場合は、直径 60 c m 以上とすること。
- ⑦ 消防用設備の送水口を設置する建築物に採水口を設置する場合は、原則として送水口と区分したうへ隣接して設置すること。
- ⑧ 立ち上がりの採水口および送水口を車両の往来のある場所に設置する場合は、保護枠等を設置すること。

(ケ) 区画を有する防火水槽

地中張り貯水槽等で区画を有する防火水槽を設置する場合は、通気口、人通口、通水口(連通管)等の必要な施工を行うこと。

ウ 防火水槽標識 (参考：図 3)

防火水槽には、「表 8-5」に示す標識を設置するものとする。設置場所は防火水槽から 5 m 以内とする。ただし、周囲の状況により見やすい位置に設ける場合は別途協議により決定するものとする。なお、詳細にあつては、別途協議すること。

「表 8-5」防火水槽標識

種別	形式等
----	-----

- ③ 採水口の配管延長は、採水口配管口径算定表(所轄消防署で保管)のとおりに換算値合計 6.6m未満とし、集水ピットの底から 20 c m の距離をとること。
- ④ 配管の下部には、ストレーナーを設置しないこと。
- ⑤ 配管には、振動止めとなるサポート等を設置すること。ただし、二次製品については、二次製品製造業者と協議のうえ設置すること。(原則として躯体には穴を開けない。)
- ⑥ 採水口を設置する場合は、採水口との通気口を開けるとともに、直径 60 c m 以上の点検口を設けること。なお、孔ありの鉄蓋であっても通気口を設置すること。また、人通口を設ける場合は、直径 60 c m 以上とすること。
- ⑦ 防火水槽の採水口を設置する建築物にあつては、原則として送水口と区分したうへ隣接して設置すること。
- ⑧ 立ち上がりの採水口および送水口を車両の往来のある場所に設置する場合は、保護枠等を設置すること。

ウ 消防水利標識

消防水利を設置した場合は、「表 8-4」に掲げる消防水利の標示をするものとする。

なお、詳細にあつては、別途協議すること。

「表 8-4」防火水槽標識

支柱	丸ポール埋込型、新建植575型車道用又は歩道用	水利所在標示の方法	標 示 内 容
標識板	575型全面反射型又は両面用	標識による標示	<p>支柱 丸ポール埋込型、新建植575型車道用 または歩道用</p> <p>標識板 丸ポール埋込型は片面用または両面用 (視認性による)</p> <p>新建植575型は両面用</p> <p>文字 消火栓(図1、3参照)</p> <p>支柱 丸ポール埋込型、新建植575型車道用 または歩道用</p> <p>標識板 575型全面反射型または両面用</p> <p>文字 防火水槽(図3参照)</p>
文字	防火水槽 ※貯水量が40m <sup>3</sup> 以外の場合は、標識に貯水量を明示すること。	焼付け塗装による標示	消火栓枠、防火水槽マンホール蓋枠への黄塗色(焼付塗装) および止水栓蓋枠への黄塗色(焼付塗装)

(7) 消防水利、消防水利施設事務手続き必要事項

工事着手前に開発協議確認書(湖南広域消防局 開発指導基準 様式第2号)又は市条例等に定める開発協議確認に関する指定様式に次の必要書類を添付し、2部提出するものとする。また、工事が完了したときは、速やかに報告するとともに検査を受けなければならない。

なお、検査手順については「表8-6」「開発行為に伴う消防関係検査内容等一覧」のとおりとする。

(8) 消防水利、消防水利施設事務手続き必要事項

工事着手前に開発協議確認書(湖南広域消防局 開発指導基準 様式第7号)に次の必要書類を添付し、提出するものとする。また、工事が完了したときは、速やかに報告するとともに検査を受けなければならない。

なお、検査手順については「表8-5」「開発行為に伴う消防関係検査

「表8-6」

開発行為に伴う消防関係検査内容等一覧

湖南広域消防局

※協議確認書交付後の検査の流れをまとめたものです。検査を受ける場合は必ず連絡下さい。不明な点がある場合はお問い合わせ下さい。

	消火栓	防火水槽		活動空地	エレベーター	オートロック
		二次製品	地中張り・現場打ち			
事前提出書類 (協議確認書交付)	・土地利用計画図等への消火栓の図示 ・敷設管径の明示	・全体図(給排水管含む) ・型式認定書	・全体図(給排水管含む) ・配筋図面 ・配筋使用量計算書 ・容量計算書	・平面図への活動空地の図示		・解錠ボタン設置場所の図示
中間検査		本体据付後実施(埋め戻し前)	①鉄筋施工後 ②コンクリート流し込み後 ③コーキング施工後			
完成検査前	・消火栓枠周囲15cm黄色焼付塗装 ・器具格納箱据付(ボルト固定) ・標識設置	・マンホール周囲15cm黄色焼付塗装 ・手動給水の場合は止水栓枠周囲も15cm黄色焼付塗装 ・標識設置 ・採水管設置の場合は採水口設置 ・現場打ちはコンクリート試験表提出	・ポイントもしくはゼブラ焼付塗装(12×6m) ・ポイントの場合は標識設置 ・進入路の隅切り			
完成検査	消火栓、標識、格納箱、器具一式の検査 ※管轄市役所上下水道課へ検査の連絡をしてください。	・水張り検査(灌水後72時間検査) ・漏水検査(72時間検査後、48時間検査) ※水張りが完了すれば、管轄消防署に連絡し、水張り検査を受けてください。	原則、はしご車の乗り入れによる検査	・寸法検査 ・トランク付きの場合は機能検査及び「1階操作盤」トランク付きの表示検査	・設置場所(高さ)検査 ・機能検査(作動試験)	
その他	・消火栓器具一式については、完成検査後、入居があるまで保管をお願いします。(預かり書の提出)入居が決定次第、消防署へ連絡し納入手続きを行ってください。 ・消火栓器具一式内訳 ホース3本 スタンドパイプ 可変ノズル付最先 十文字開閉キー	・事前提出書類が揃っていない場合は一切の検査が実施できません。書類提出後に検査予約を受けて下さい。 ・地中張り・現場打ちの中間検査は合計3回実施します。	・耐荷重は進入路を含めて20トン必要です。 ・進入路の勾配は1/10(10%)以内です。 ・活動空地の勾配は1/20(5%)以内です。	・トランクの鍵は共通キーです。	・自動火災報知設備の設置義務の建物は自動火災報知設備運動解錠方式と解錠ボタンの併せた機能が必要です。 ・管理人常駐の建物については遠隔解錠方式としてください。	

ア 消火栓

(ア) 付近見取図

(イ) 配置図(消防水利等の位置を記載したもの。)

イ 防火水槽

内容等一覧」のとおりとする。

「表8-5」

開発行為に伴う消防関係検査内容等一覧

湖南広域消防局

※協議確認書交付後の検査の流れをまとめたものです。検査を受ける場合は必ず連絡下さい。不明な点がある場合はお問い合わせ下さい。

	消火栓	防火水槽		活動空地	エレベーター	オートロック
		二次製品	地中張り・現場打ち			
事前提出書類 (協議確認書交付)	・土地利用計画図等への消火栓の図示 ・敷設管径の明示	・全体図(給排水管含む) ・型式認定書	・全体図(給排水管含む) ・配筋図面 ・配筋使用量計算書 ・容量計算書	・平面図への活動空地の図示		・解錠ボタン設置場所の図示
中間検査		本体据付後実施(埋め戻し前)	①鉄筋施工後 ②コンクリート流し込み後 ③コーキング施工後			
完成検査前	・消火栓枠周囲15cm黄色焼付塗装 ・器具格納箱据付(ボルト固定) ・標識設置	・マンホール周囲15cm黄色焼付塗装 ・手動給水の場合は止水栓枠周囲も15cm黄色焼付塗装 ・標識設置 ・採水管設置の場合は採水口設置 ・現場打ちはコンクリート試験表提出	・ポイントもしくはゼブラ焼付塗装(12×6m) ・ポイントの場合は標識設置 ・進入路の隅切り			
完成検査	消火栓、標識、格納箱、器具一式の検査 ※管轄市役所上下水道課へ検査の連絡をしてください。	・水張り検査(灌水後72時間検査) ・漏水検査(72時間検査後、48時間検査) ※水張りが完了すれば、管轄消防署に連絡し、水張り検査を受けてください。	原則、はしご車の乗り入れによる検査	・寸法検査 ・トランク付きの場合は機能検査及び「1階操作盤」トランク付きの表示検査	・設置場所(高さ)検査 ・機能検査(作動試験)	
その他	・消火栓器具一式については、完成検査後、入居があるまで保管をお願いします。(預かり書の提出)入居が決定次第、消防署へ連絡し納入手続きを行ってください。 ・消火栓器具一式内訳 ホース3本 スタンドパイプ 可変ノズル付最先 十文字開閉キー	・事前提出書類が揃っていない場合は一切の検査が実施できません。書類提出後に検査予約を受けて下さい。 ・地中張り・現場打ちの中間検査は合計3回実施します。	・耐荷重は進入路を含めて20トン必要です。 ・進入路の勾配は1/10(10%)以内です。 ・活動空地の勾配は1/20(5%)以内です。	・トランクの鍵は共通キーです。	・自動火災報知設備の設置義務の建物は自動火災報知設備運動解錠方式と解錠ボタンの併せた機能が必要です。 ・管理人常駐の建物については遠隔解錠方式としてください。	

ア 消火栓

(ア) 付近見取図

(イ) 配置図(消防水利等の位置を記載したもの。)

イ 防火水槽

<p>(ア) 付近見取図  (イ) 配置図（消防水利等の位置を記載したもの。）  (ウ) 防火水槽構造図（給排水計画図を含む。）  (エ) 工事進捗状況写真（工事施工中のものを含む。）  (オ) その他（二次製品であれば型式認定書および仕様のカタログを添付のこと。）</p> <p>ウ 消防活動空地  (ア) 配置図（消防活動空地、標識等の位置、寸法を記載したもの。）  (イ) 代替措置とする場合の施設等配置図</p> <p>エ エレベーター、オートロック  配置図（エレベーター寸法、構造等を記載したもの。）</p> <p><u>(8)</u> 認可および検査  認可および検査は、次のとおりとする。</p> <p>ア 図面審査  位置・構造等に係る必要書類を提出し、認可を受けること。</p> <p>イ 防火水槽中間検査（躯体検査）  (ア) 財団法人日本消防設備安全センター認定製品  埋め戻し前に認定番号および配管等施行状況について検査を行う。  (イ) 財団法人日本消防設備安全センター認定製品以外の防火水槽  配筋、配管、躯体等必要と認めるものについて検査を行う。</p> <p>ウ 防火水槽漏水検査  漏水検査は、満水完了から72時間以上経過後に測定し、さらに48時間経過後測定した結果、漏水がなければ合格とする。</p>	<p>(ア) 付近見取図  (イ) 配置図（消防水利等の位置を記載したもの。）  (ウ) 防火水槽構造図（給排水計画図を含む。）  (エ) 工事進捗状況写真（工事施工中のものを含む。）  (オ) その他（二次製品であれば型式認定書および仕様のカタログを添付のこと。）</p> <p>ウ 消防活動空地  (ア) 配置図（消防活動空地、標識等の位置、寸法を記載したもの。）  (イ) 代替措置とする場合の施設等配置図</p> <p>エ エレベーター、オートロック  配置図（エレベーター寸法、構造等を記載したもの。）</p> <p><u>(9)</u> 認可および検査  認可および検査は、次のとおりとする。</p> <p>ア 図面審査  位置・構造等に係る必要書類を提出し、認可を受けること。</p> <p>イ 防火水槽中間検査（躯体検査）  (ア) 財団法人日本消防設備安全センター認定製品  埋め戻し前に認定番号および配管等施行状況について検査を行う。  (イ) 財団法人日本消防設備安全センター認定製品以外の防火水槽  配筋、配管、躯体等必要と認めるものについて検査を行う。</p> <p>ウ 防火水槽漏水検査  漏水検査は、満水完了から72時間以上経過後に測定し、さらに48時間経過後測定した結果、漏水がなければ合格とする。</p>
---	---



<p>エ 防火水槽完了検査 防火水槽設置に係る全ての工事が完了した後に行う。</p> <p>オ 消火栓設置完了検査 消火栓設置の位置が申請図面のとおり適合しているか、消火栓器具、標識が規格のとおりであるかについて行う。</p> <p>カ 消防活動空地 空地の位置・強度・標示が申請図面のとおり適合しているかについて検査を行う。</p> <p>キ エレベーター・オートロック管理システム 申請図面・協議確認のとおり適合しているかについて検査を行う。</p> <p>ク 検査済証の交付 完了検査を行なった結果、協議のとおり施工されていると認めた場合、開発者からの交付依頼があれば<u>管轄署の消防署長は</u>「消防施設等検査済証」を交付するものとする。</p> <p>2 消防活動に必要な空地等 中高層建築物等に対する消防活動に必要な空地等の確保。 (1) はしご付き消防ポンプ自動車または屈折はしご付き消防ポンプ自動車（以下「はしご車等」という。）が、中高層建築物の火災等において消防活動等を行なうために必要な建築物の周囲に空地を設置する対象物は次の各号いずれかに該当する場合とする。 中高層建築物・・・4階以上または高さが12mを超える建築物</p>	<p>エ 防火水槽完了検査 防火水槽設置に係る全ての工事が完了した後に行う。</p> <p>オ 消火栓設置完了検査 消火栓設置の位置が申請図面のとおり適合しているか、消火栓器具、標識が規格のとおりであるかについて行う。</p> <p>カ 消防活動空地 空地の位置・強度・標示が申請図面のとおり適合しているかについて検査を行う。</p> <p>キ エレベーター・オートロック管理システム 申請図面・協議確認のとおり適合しているかについて検査を行う。</p> <p>ク 検査済証の交付 完了検査を行なった結果、協議のとおり施工されていると認めた場合、開発者からの<u>完了報告に基づく</u>交付依頼があれば消防施設等検査済証」を交付するものとする。</p> <p>2 消防活動に必要な空地等 中高層建築物等に対する消防活動に必要な空地等の確保。 (1) はしご付き消防ポンプ自動車または屈折はしご付き消防ポンプ自動車（以下「ハシゴ車等」という。）が、中高層建築物の火災等において消防活動等を行なうために必要な建築物の周囲に空地を設置する対象物は次の各号いずれかに該当する場合とする。 <u>㊦</u> 中高層建築物・・・4階以上または高さが12mを超える建築物 <u>イ</u> <u>大規模建築物・・・建築面積が1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物（平屋建てを含む。）</u></p>
--	---



(2) 消防活動に必要な空地等の構造等 (参考: 図5)

ア 空地は、次に掲げる位置に設けるものとし、詳細については、消防署と別途協議すること。

(ア) 建築物の避難上有効な開口部、ベランダ等のある側面に面していること。

(イ) 空地は建物外壁面に添って間隔 40m以内ごとに1箇所設けること。

(ウ) はしご車等の活動に必要な空間部分には、操作上支障となる架空電線等の障害物がないこと。

イ 空地の構造は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(ア) 空地の地盤面は、平坦で強度ははしご車等の車両重量 25 t、最大ジャッキ荷重 9 t に耐える強度を有する構造のものであること。

(イ) 空地の路面は、平坦であり、はしご車等の車両がすべり、めり込み現象等を起こさない堅固な強度を有する構造のものであること。

(ウ) 空地が全体的に傾斜している場合は、5%以下の勾配であること。

ウ はしご車等の進入に伴う道路または通路 (以下「進入路」という。) の幅員等については、次に定めるところにより進入口を確保すること。

(ア) 進入路の幅員は、4 m以上として、前面道路と進入路が同一平面で直角に交差し、接続している場合は「表8-7」に定める数値以上の幅の隅切りをしなければならない。

(イ) 進入路は、10%以下の勾配とすること。

(ウ) 進入路には、4 m以上の必要な空間を確保するとともに、植樹、

(2) 消防活動に必要な空地等の構造等 (参考: 図5)

ア 空地は、次に掲げる位置に設けるものとする。

(ア) 建築物の避難上有効な開口部、ベランダ等のある側面に面していること。

(イ) 空地は建物外壁面に添って間隔 40m以内ごとに1箇所設けること。

(ウ) ハシゴ車等の活動に必要な空間部分には、操作上支障となる架空電線等の障害物がないこと。

詳細については別途協議すること。

イ 空地の構造は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(ア) 空地の地盤面は、平坦で強度はハシゴ車等の車両重量 25 t、最大ジャッキ荷重 9 t に耐える強度を有する構造のものであること。

(イ) 空地の路面は、平坦であり、ハシゴ車等の車両がすべり、めり込み現象等を起こさない堅固な強度を有する構造のものであること。

(ウ) 空地が全体的に傾斜している場合は、5%以下の勾配であること。

ウ ハシゴ車等の進入に伴う道路または通路 (以下「進入路」という。) の幅員等については、次に定めるところにより進入口を確保すること。

(ア) 進入路の幅員は、4 m以上として、前面道路と進入路が同一平面で直角に交差し、接続している場合は「表8-6」に定める数値以上の幅の隅切りをしなければならない。

(イ) 進入路は、10%以下の勾配とすること。

(ウ) 進入路には、4 m以上の必要な空間を確保するとともに、植樹、

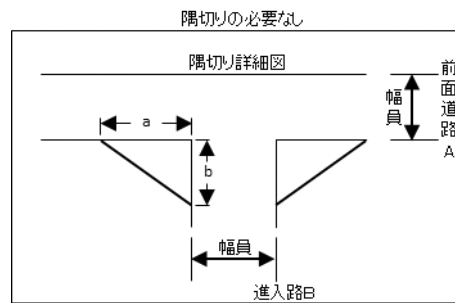
アーチ、渡り廊下、空中架線等のはしご車等の通行に支障となるものが存在しないこと。

(エ) 進入路の地盤構造は、はしご車等車両総重量 25 t の荷重に耐える強度を有する構造のものであること。

「表 8 - 7」

(単位:m)

前面道 路 A	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
進入路 B										
4	a×b 10×10	7×9	5×8	4×7	3×6	2×5	1.5× 4	1×3	0.5× 2	0.5×1
5	9×7	6×6	4×5	3×4	2×3	1× 2	0.5× 4			
6	8×5	5×4	3×3	2×2	1×1					
7	7×4	4×3	2×2	1×1						
8	6×3	3×2	1×1							
9	5×2	2×1								
10	4×1.5	1× 0.5								
11	3×1									
12	2× 0.5									
13	1× 0.5									



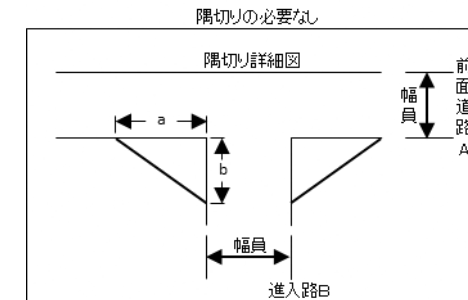
アーチ、渡り廊下、空中架線等のハシゴ車等の通行に支障となるものが存在しないこと。

(エ) 進入路の地盤構造は、ハシゴ車等車両総重量 25 t の荷重に耐える強度を有する構造のものであること。

「表 8 - 6」

(単位:m)

前面道 路 A	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
進入路 B										
4	a×b 10×10	7×9	5×8	4×7	3×6	2×5	1.5× 4	1×3	0.5× 2	0.5×1
5	9×7	6×6	4×5	3×4	2×3	1× 2	0.5× 4			
6	8×5	5×4	3×3	2×2	1×1					
7	7×4	4×3	2×2	1×1						
8	6×3	3×2	1×1							
9	5×2	2×1								
10	4×1.5	1× 0.5								
11	3×1									
12	2× 0.5									
13	1× 0.5									



(注) 1 道路の交差角度が 90 度以外の場合は、別途協議により「表 8-7」の数値を増減することができる。

2 「表 8-7」によりがたい場合は、別途協議しその指示によること。

エ 建築物の構造、敷地ならびに周囲の状況から空地が確保できない、または有効でない場合は、次に掲げるいずれかの基準を満たすことにより、消防活動空地の代替措置とすることができる。

(ア) 非常用エレベーターの設置

(イ) スプリンクラー設備の設置

(ウ) 2 以上の直通階段の設置

① 2 以上の直通階段のうち 1 の直通階段は、建築基準法施行令第 123 条に定める屋内避難階段、屋外避難階段または特別屋内避難階段（以下「避難階段等」という。）とすること。

② 避難階段等を常時施錠する場合には、消防隊が容易に進入できるよう処置を講ずること。

③ 建築物の構造等の理由により 2 以上の直通階段を確保できない場合は、1 の避難階段等を確保した上で、3 階以上の階に下階から開放可能な下部操作式ハッチ（70cm×70cm）を設置することにより、1 の直通階段とみなすことができる。

オ はしご車等の部署位置に必要な空地の広さおよび位置は、次のとおりとする。

(ア) 空地の広さと表示

空地の広さは、幅 6m、長さ 12m 以上とし、その空地内には斜線を引き、中央に「消防隊専用」と黄色で焼付塗装すること。ただし、

(注) 1 道路の交差角度が 90 度以外の場合は、別途協議により「表 8-6」の数値を増減することができる。

2 「表 8-6」によりがたい場合は、別途協議しその指示によること。

エ 建築物の構造、敷地ならびに周囲の状況から空地が確保できない、または有効でない場合は、次に掲げるいずれかの基準を満たすことにより、消防活動空地の代替措置とすることができる。

(ア) 非常用エレベーターの設置

(イ) スプリンクラー設備の設置

(ウ) 2 以上の直通階段の設置

① 2 以上の直通階段のうち 1 の直通階段は、建築基準法施行令第 123 条に定める屋内避難階段、屋外避難階段または特別屋内避難階段（以下「避難階段等」という。）とすること。

② 避難階段等を常時施錠する場合には、消防隊が容易に進入できるよう処置を講ずること。

③ 建築物の構造等の理由により 2 以上の直通階段を確保できない場合は、1 の避難階段等を確保した上で、3 階以上の階に下階から開放可能な下部操作式ハッチ（70cm×70cm）を設置することにより、1 の直通階段とみなすことができる。

オ ハシゴ車等の部署位置に必要な空地の広さおよび位置は、次のとおりとする。

(ア) 空地の広さと表示

空地の広さは、幅 6m、長さ 12m 以上とし、その空地内には斜線を引き、中央に「消防隊専用」と黄色で焼付塗装すること。ただし、

建築物の意匠等により、黄色による焼付塗装が好ましくない場合は、ポイント標示および標識に替えることができる。

標識は、車輛の進入経路から容易に視認できるものとし、支柱または壁面に取り付けること。

建築物周囲の通路等を消防活動空地とする場合は、斜線標示等は不要とし、標識を40m以内ごとに設置すること。

(注) ポイント標示・・・塗布幅15cmで一辺が60cmの黄色焼付塗装とする。

(斜線標示の塗布幅も同様とする。)

#### (イ) 空地の位置

空地の位置は、はしご車等の据え付け方向に応じて原則として次の方法によるものとし、詳細については別途協議すること。

##### ① はしご車等を横向き(建物外壁面に平行)に据え付ける場合

非常用進入口又は避難上有効な開口部の直下(バルコニーを有するものにあつては、当該バルコニーの先端の直下をいう。)から2m離れた位置に、長辺の一辺が建物と平行になるように設けること。

##### ② はしご車等を縦向き(建物外壁面と直角)に据え付ける場合

非常用進入口又は避難上有効な開口部の直下(バルコニーを有するものにあつては、当該バルコニーの先端の直下をいう。)に短辺の一辺が平行となるように設けること。

#### (3) 認可および検査

認可および検査は、次のとおりとする。

##### ア 図面審査

建築物の意匠等により、黄色による焼付塗装が好ましくない場合は、ポイント標示および標識に替えることができる。

標識は、車輛の進入経路から容易に視認できるものとし、支柱または壁面に取り付けること。

建築物周囲の通路等を消防活動空地とする場合は、斜線標示等は不要とし、標識を40m以内ごとに設置すること。

(注) ポイント標示・・・塗布幅15cmで一辺が60cmの黄色焼付塗装とする。

(斜線標示の塗布幅も同様とする。)

#### (イ) 空地の位置

空地の位置は、ハシゴ車等の据え付け方向に応じて原則として次の方法によるものとするが、詳細については別途協議すること。

##### ① ハシゴ車等を建物外壁面に平行に据え付ける場合

空地の長辺が非常用進入口(バルコニーを有するものにあつては、当該バルコニーの先端をいう。以下同じ)の水平投影線から2m以上離れた位置に、その長辺の一辺が接するように設けること。

##### ② ハシゴ車等(屈折はしご付き消防ポンプ自動車を除く。)を前記

①以外に据え付ける場合、空地の一辺を非常用進入口のある外壁に接して設けること。

#### (3) 認可および検査

認可および検査は、次のとおりとする。

##### ア 図面審査

<p>位置・構造等に係る必要書類を提出し、認可を受けること。</p> <p>イ 消防活動空地 空地の位置・強度・標示が申請図面のとおり適合しているかについて検査を行う。</p> <p>ウ 検査済証の交付 完了検査を行なった結果、協議のとおり施工されていると認めた場合、開発者からの交付依頼があれば<u>管轄署の消防署長は</u>「消防施設等検査済証」を交付するものとする。</p> <p>3 トランク付きエレベーター 建築物にエレベーターを設置する場合は、次に掲げる基準に従い設置するものとする。</p> <p>(1) エレベーターの構造等</p> <p>ア 奥行き2 m以上を確保すること。</p> <p>イ トランク付きの場合には、外部から容易に視認できるよう<u>地上に通じる階の視認しやすい場所に</u>ステッカー等で標示すること。</p> <p>ウ トランクキーはメーカーを問わず「統一キー」とすること。</p> <p>(2) 認可および検査</p> <p>ア 図面審査 位置・構造等に係る必要書類を提出し、認可を受けること。</p> <p>イ 検査 申請図面・協議確認のとおり適合しているかについて検査を行う。</p> <p>ウ 検査済証の交付 完了検査を行なった結果、協議のとおり施工されていると認めた場</p>	<p>位置・構造等に係る必要書類を提出し、認可を受けること。</p> <p>イ 消防活動空地 空地の位置・強度・標示が申請図面のとおり適合しているかについて検査を行う。</p> <p>ウ 検査済証の交付 完了検査を行なった結果、協議のとおり施工されていると認めた場合、開発者からの<u>完了報告に基づく</u>交付依頼があれば「消防施設等検査済証」を交付するものとする。</p> <p>3 トランク付きエレベーター 建築物にエレベーターを設置する場合は、次に掲げる基準に従い設置するものとする。</p> <p>(1) エレベーターの構造等</p> <p>ア 奥行き2 m以上を確保すること。</p> <p>イ トランク付きの場合には、外部から容易に視認できるようステッカー等で標示すること。</p> <p>ウ トランクキーはメーカーを問わず「統一キー」とすること。</p> <p>(2) 認可および検査</p> <p>ア 図面審査 位置・構造等に係る必要書類を提出し、認可を受けること。</p> <p>イ 検査 申請図面・協議確認のとおり適合しているかについて検査を行う。</p> <p>ウ 検査済証の交付 完了検査を行なった結果、協議のとおり施工されていると認めた場</p>
---	--

合、開発者からの交付依頼があれば管轄署の消防署長は「消防施設等検査済証」を交付するものとする。

#### 4 オートロック管理システム

オートロック管理システムを採用する防火対象物は、次に掲げる基準に従い設置するものとする。

##### (1) オートロック管理システムの構造等

ア 解錠押切ボタンは、床面からの高さ2.5m以下かつ一般人の届かない天井等に取り付けることとする。ただし、設置場所が困難な場合については、別途協議するものとする。

イ 解錠は、原則として自動火災報知設備連動開錠方式と解錠押切ボタンを併せた機能とする。

ウ 停電時に解錠可能な対策を講じるものとする。

エ 常時管理人室等に管理する者がいる場合は、遠隔解錠方式とすることができる。

##### (2) 認可および検査

###### ア 図面審査

位置・構造等に係る必要書類を提出し、認可を受けること。

###### イ 検査

申請図面・協議確認のとおり適合しているかについて検査を行う。

###### ウ 検査済証の交付

完了検査を行なった結果、協議のとおり施工されていると認めた場合、開発者からの交付依頼があれば管轄署の消防署長は「消防施設等検査済証」を交付するものとする

合、開発者からの完了報告に基づく交付依頼があれば「消防施設等検査済証」を交付するものとする。

#### 4 オートロック管理システム

オートロック管理システムを採用する防火対象物は、次に掲げる基準に従い設置するものとする。

##### (1) オートロック管理システムの構造等

ア 解錠押切ボタンは、一般人の届かない天井等に取り付けることとする。ただし、設置場所が困難な場合については、別途協議するものとする。(2.5m以下)

イ 解錠は、原則として自動火災報知設備連動開錠方式と解錠押切ボタンを併せた機能とする。

ウ 停電時に解錠可能な対策を講じるものとする。

エ 常時管理人室等に管理する者がいる場合は、遠隔解錠方式とすることができる。

##### (2) 認可および検査

###### ア 図面審査

位置・構造等に係る必要書類を提出し、認可を受けること。

###### イ 検査

申請図面・協議確認のとおり適合しているかについて検査を行う。

###### ウ 検査済証の交付

完了検査を行なった結果、協議のとおり施工されていると認めた場合、開発者からの完了報告に基づく交付依頼があれば「消防施設等検査済証」を交付するものとする。

